

妊婦健康診査費用助成金 よくある質問



対象者は以下のすべてを満たす方です

- ①令和6年4月1日以降に、横浜市民として妊婦健康診査を1回以上受診した方
(何回目の健診かは問いません。)
- ②上記①の健診受診日から交付申請日まで横浜市内に住民登録のある方
令和6年4月1日以降の健診受診日から交付申請日までを通して横浜市内に住民登録のある方が「対象者」となります

Q:既に妊娠を終了していても申請できますか？

A:妊娠を終了している方は、申請できません。

Q：助成金はどうように支給されますか？

A：口座振込での支給となります。申請時に、口座番号などがわかる書類（通帳やキャッシュカードなど）の画像が必要ですので、あらかじめ写真を撮影してからお手続きください。

Q：助成金は申請してからどれくらいで支給されますか？

A：申請手続後、審査の上、約2～3か月程度でご指定の口座にお振込みします。
(申請内容に不備等がある場合や事業開始直後は、お振込みまでにお時間をいただくことがあります。)

Q：病院の領収書を無くしてしまいましたが申請できますか？

A：母子健康手帳の「妊娠中の経過」が記載されたページなど、令和6年4月以降に妊婦健康診査を受診したことがわかる画像を添付していただければ、領収書や明細書の添付は必要ありません。

お問合せ先

横浜市妊婦健康診査費用助成金コールセンター

0 1 2 0 - 3 3 0 - 0 4 3

受付時間 9：00～17：00（月～金）

※ 祝・休日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市こども青少年局地域子育て支援課